



産業廃棄物処理計画実施状況報告書等提出シート

下記 1 の書類について、別添のとおり提出します。

記

1 提出書類 〈該当を選択〉	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物処理計画書 (PDF ・ 書類 2 部) <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (PDF ・ 書類 2 部) <input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処理計画書 (PDF ・ 書類 2 部) <input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (PDF ・ 書類 2 部)
2 提出者	(住所) 〒 660-0822 兵庫県尼崎市杭瀬南新町 3 丁目 2 番 1 号 (名称・代表者氏名) 日鉄鋼板株式会社 西日本製造所 常務執行役員 西日本製造所長 川口 靖隆
3 対象事業場	(所在地) 〒 660-0822 兵庫県尼崎市杭瀬南新町 3 丁目 2 番 1 号 (名称) 日鉄鋼板株式会社 西日本製造所 (事業場コード(6桁)) 926014
4 事業場データ	(業種コード(4桁)) 2249 (業種名) その他の表面処理鋼材製造業 (フレーム：製造業は製品出荷額、その他は従業員数) 45,576,293 万円・一人
5 ご担当者	(所属) 日鉄鋼板株式会社 西日本製造所 安全環境防災推進課 (氏名) 中川 将洋 (電話) 06-6487-1702 (FAX) 06-6487-1705 (E-mail) nakagawa.mkzj@niscs.nipponsteel.com

(その他事業所)

本用紙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 11 項及び第 12 条の 2 第 12 項で定める公表対象の様式ではありませんので、同法により公表することはありません。

ただし、別添の様式はすべて公表されますので、別添の様式中に個人情報等を記載しないようご注意ください。

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 30 日

尼崎市長 殿



提出者

住所 兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目2番1号

氏名 日鉄鋼板株式会社 西日本製造所
常務執行役員 西日本製造所長 川口 靖隆

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6487-1702

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日鉄鋼板株式会社 西日本製造所
事業場の所在地	兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目2番1号
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2249 その他の表面処理鋼材製造業
②事業の規模	製造品出荷額 45,576,293万円
③従業員数	250人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチックの分別を行い、 有価売却可能な物品は発生段階で分別している。 また、その他の廃プラスチックは工場内に専用のゴミ箱を設け、 他の廃棄物と混同しないようにしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチックの分別を推進し、 RPFとしてリサイクルできる物品を発生段階で分別を行うようにする。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 特になし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 特になし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
（これまでに実施した取組） 可能な限りRPF製造業者やその他の補助燃料材加工業者への排出を行い、排出廃棄物のリサイクルを推進している。 また、圧縮してから運搬回数を削減するなど、環境負荷低減のための取り組みを行っている。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>各種廃棄物の再資源化を推進していく。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

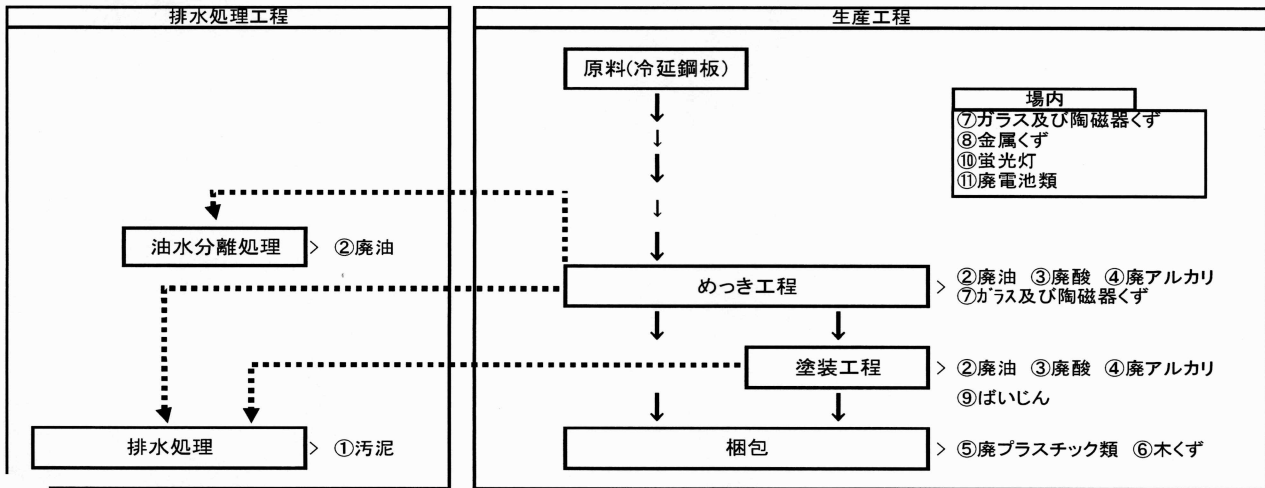
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じた事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

請
じ
ま
と。

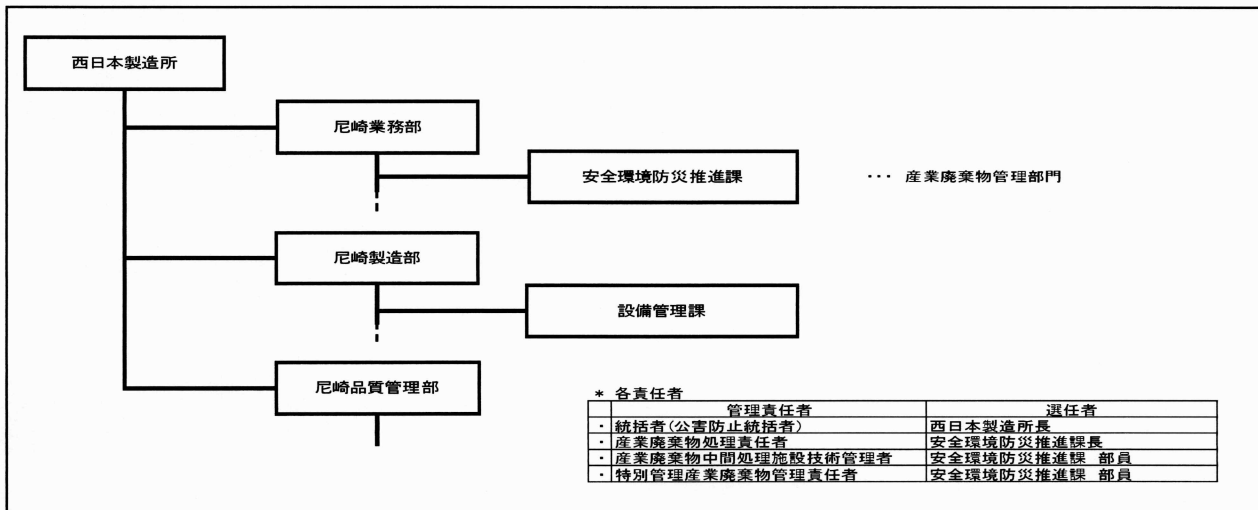
別紙

1. 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 (1) 産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の種類		中間処理	最終処分
①	汚泥	乾燥	埋立処分
		乾燥	セメント原料として販売
		焼却	埋立処分
		造粒固化	路盤材等に再生
		中和	埋立処分
②	廃油	燃料化	補助燃料として販売
		油水分離	分離後、燃料として再利用
		焼却	焼却残渣は埋立処分
③	廃プラスチック類	選別・破碎	RPFとして販売
		破碎	RPFとして販売
		—	再生原料として販売
④	廃酸	中和・脱水	脱水残渣は埋立処分
		焼却	焼却残渣は埋立処分
⑤	廃アルカリ	中和・脱水	脱水残渣は埋立処分
		焼却	焼却残渣は埋立処分
⑥	木くず	破碎	RPFとして販売, チップ材として再生
⑦	ガラス及び陶磁器くず	破碎	原料化, 残渣は埋立処分
⑧	金属くず	圧縮	埋立処分
		圧縮	鉄鋼原料として再生
		素材再生	素材として再生
⑨	ばいじん	—	埋立処分
		破碎	鉄鋼原料として再生
⑩	蛍光灯	破碎	鉄鋼原料として再生
⑪	廃電池類	破碎	鉄鋼原料として再生

2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (1) 組織図



6. 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

(1) 現状 前年度(令和4年度)実績

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	廃アルカリ	木くず	ガラス及び陶磁器くず	金属くず	蛍光灯	廃電池類	紙くず	燃え殻	ばいじん
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

(2) 計画 目標

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	廃アルカリ	木くず	ガラス及び陶磁器くず	金属くず	蛍光灯	廃電池類	紙くず	燃え殻	ばいじん
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t

7. 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(1) 現状 前年度(令和4年度)実績

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	廃アルカリ	木くず	ガラス及び陶磁器くず	金属くず	蛍光灯	廃電池類	紙くず	燃え殻	ばいじん
全処理委託量	243t	70t	83t	12.4t	8.4t	16.0t	5.5t	14.6t	0.2t	0.0t	1.7t	0.0t	0.0t
優良認定処理事業者への処理委託量	243t	60t	42t	12.4t	8.4t	16.0t	5.5t	11.5t	0.2t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
再生利用業者への処理委託量	243t	0t	54t	0.0t	0.0t	16.0t	0.0t	14.6t	0.2t	0.0t	1.7t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

(2) 計画 目標

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	廃酸	廃アルカリ	木くず	ガラス及び陶磁器くず	金属くず	蛍光灯	廃電池類	紙くず	燃え殻	ばいじん
全処理委託量	243t	70t	83t	12.4t	8.4t	16.0t	5.5t	14.6t	0.2t	0.0t	1.7t	0.0t	0.0t
優良認定処理事業者への処理委託量	243t	60t	42t	12.4t	8.4t	16.0t	5.5t	11.5t	0.2t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
再生利用業者への処理委託量	243t	0t	54t	0.0t	0.0t	16.0t	0.0t	14.6t	0.2t	0.0t	1.7t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0.0t	0t	0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t